

いわき市体育施設ストック最適化及び(仮称)上荒川公園再整備支援業務
公募型プロポーザル 審査評価基準

評価項目		評価の視点	基準	配点割合
事業所実績	業務実績	同種業務の実績と本業務遂行に十分な経験があるか	ア～エのうち2項目を1件とカウント 1件につき3点(5件以上15点) ※体育施設以外は1件につき2点(5件以上10点)	15
		①同種業務の実績(過去10年以内) ア 体育施設・個別施設計画等策定支援業務 イ 体育施設に係る基本構想策定、基本計画策定業務 ウ 体育施設に係る民間活力導入可能性調査業務 エ 体育施設に係るアドバイザー支援業務		
	実施体制	本業務遂行に必要な実施体制	明確5点、不明確0点	5
		①必要な人員、配置体制が明確になっているか。	明確5点、不明確0点	5
		②責任者、担当者の役割、責任の所在が明確になっている。	明確5点、不明確0点	5
	担当者実績	③業務遂行に必要な技術力・専門知識等が明確になっているか。	明確5点、不明確0点	5
		同種業務の実績と本業務遂行に十分な経験があるか	ア～エのうち2項目を1件とカウント 1件につき2点(5件以上10点) ※体育施設以外は1件につき1点(5件以上5点)	10
①同種業務の実績(過去10年以内) ア 体育施設・個別施設計画等策定支援業務 イ 体育施設整備基本構想策定、基本計画策定業務 ウ 体育施設に係る民間活力導入可能性調査業務 エ 体育施設に係るアドバイザー支援業務				
見積価格	見積価格に関する評価は以下で評価する。			配点割合
	<ul style="list-style-type: none"> ・10点: 見積限度額の80%以下 ・8点: 見積限度額の81～84% ・6点: 見積限度額の85～88% ・4点: 見積限度額の89～92% ・2点: 見積限度額の93～96% ・0点: 見積限度額の97～100% 			

配点基準						
評価項目	極めて良好	良好	普通	やや不十分	不十分	
	10	8	6	4	2	
企画提案書	実施方針	本業務の趣旨、条件及び内容の理解				配点割合
		①スポーツ庁のガイドラインや市公共施設等総合管理計画等の内容を理解した実施方針となっているか。				10
		②業務の目的、内容、考え方は適切か。				10
		③本市の現状や課題を理解しているか。				10
		④業務手順、スケジュールは明確になっており、現実的であるか。				10
	提案内容	効果的な支援				配点割合
	市体育施設ストック最適化指針策定	◆テーマ(1) 業務実施に係る支援体制と適切な業務工程、業務内容				
		①本市の現状と課題、今後の社会情勢を見据え、市内体育施設の質と量の最適化に向けた考え方が示されているか。				10
		②市体育施設ストック最適化指針策定に係る業務手順、スケジュールは現実的かつ妥当か。				10
		◆テーマ(2) 指針策定に必要な情報と効率的な実施方法				
①市体育施設ストック最適化指針策定に必要な情報や現状分析の方法は専門的な視点により、効果的かつ明確に示されているか。				10		
◆テーマ(3) 集約化施設に係る利用者の合意形成の実施方法						
②廃止施設等に対する利用者説明会等における運営支援方法、合意形成の手法が提案されているか。				10		
再上荒備川公園業務	◆テーマ(1) 業務実施に係る支援体制と適切な業務工程、業務内容					
	①基本構想、基本計画策定、民間活力導入調査のスケジュールや公認更新を控えた陸上競技場をはじめ、上荒川公園再整備に係る効率的なスキームが提案されているか。				10	
	◆テーマ(2) 再整備にあたって留意すべき課題と課題への対応方針					
	①上荒川公園再整備にあたっての課題や留意すべき事項、その対応方針について提案されているか。				10	
	◆テーマ(3) 再整備に係る公園内施設の方向性と民間活力導入の考え方					
	①基本構想を策定する上で、現状個別施設計画での各施設の方向性について、変更が必要と考える点があれば、理由を付して示されているか。				10	
	②基本構想、基本計画策定に係り、本市のまちづくりに寄与できるような施設再編や機能強化、活用案が提案されているか。				10	
③民間活力導入に向けて優位となるネットワークや市場調査の実施方法、PPP等導入についての考え方が効果的に提案されているか。				10		
プレゼンテーション	①その他、本業務に有益な提案はされているか。				10	
	②説明内容と企画提案書に整合性があり、イメージがつきやすく、わかりやすい工夫がされているか。また質問に対して的確な応答であるか。				10	
合計					200	

※ 業務実績については過去10年間のものとする。

※ 200点×委員数が総合点の満点となる。総合点の100点×委員数を合格の最低点とする。